

手続案内（文化課）

部局名	所属名
交流文化部	文化課
手続名	
福井県立若狭歴史博物館観覧料または使用料の減免	
根拠法令	
福井県立若狭歴史博物館の設置および管理に関する条例	
条項	
第6条	
手続対象者	
福井県立若狭歴史博物館の観覧および施設使用料の減免を受けようとする方	
提出先	
福井県立若狭歴史博物館	
提出時期	
福井県立若狭歴史博物館を利用しようとする時	
提出書類	
① 申請書 ②使用の目的や概要が分かる資料等	
手数料	
なし	
審査基準	
若狭歴史博物館の管理運営に関する規則第10条	
標準処理期間	
5日	
相談窓口	
福井県立若狭歴史博物館	
備考	
福井県立若狭歴史博物館の減免に関しましては、福井県立若狭歴史博物館までお問い合わせください。	